

公 告

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年10月28日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項等

- (1) 入札番号 役務84号
- (2) 件 名 令和7～8年度 焼津市汐入下水処理場汚泥処理業務委託（肥料化）その2
- (3) 履行場所 焼津市小川3808番地 焼津市汐入下水処理場
- (4) 業務内容 汐入下水処理場下水汚泥の処分及び収集運搬業務とし、その詳細については仕様書等に定める。
- (5) 委託期間 契約締結日から令和9年2月28日まで
(契約締結日から令和8年2月28日までは準備期間)
※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約としているものであるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することがある。
- (6) 業務期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで
- (7) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）に定める入札に参加する資格のない者に該当していないこと。
- (2) 当該調達の入札に参加する他の単独企業又はグループの構成員に該当しない者であること。
- (3) 焼津市が現在別で発注している同種業務委託の契約者ではないこと。ただし、本業務の業務期間開始前に期間満了となる業務委託を除く。
- (4) 入札参加申請者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

ア 単独企業で入札参加を行う場合

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業及び同条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けていること。

(イ) 契約日が平成27年4月1日以降の業務委託契約に関し、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する下水汚泥

の収集運搬及び処分（肥料化）を行った実績を有していること。

イ グループの構成員により共同入札参加を行う場合

（ア）廃棄物処理法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業を担当する構成員及び同条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業を担当する構成員が、その許可（品目が汚泥に係るもの）を受けていること。

（イ）契約日が平成27年4月1日以降の業務委託契約に関し、公的機関が排出する下水汚泥の収集運搬及び処分（肥料化）を行った実績を有していること。なお、各業務を担当する構成員が複数となる場合は、各々が本件入札で担当する業務の実績を有していること。

（ウ）代表構成員がグループを代表して入札に関する手続きを行い、落札者決定までの全ての責任を負うものとする。

3 設計図書等の入手方法

（1）入手期間 令和7年11月26日（水）まで

（2）入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/info/proposal/index.html>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請期間 令和7年10月29日（水）から令和7年11月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

（2）申請方法 （4）に規定する書類を持参により提出すること。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

（3）提出場所 焼津市小川3808番地（焼津市汐入下水処理場）
焼津市上下水道部下水道課処理場担当
電話：054-629-4000

（4）提出書類その1

次の書類を各1部提出すること。なお、アからイまでの様式は、3（2）の焼津市ホームページに掲載する。

ア 入札参加資格確認申請書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第2号様式）

イ 同種業務の履行実績表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第3号様式）

受託実績の証明となる書面（業務名、履行場所、業務期間、業務概要及び委託者・受託者の押印が確認できる書類の写し）を添付すること。

ウ 廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処分業許可証（品目：汚泥）」の写し

エ 廃棄物処理法に基づく静岡県及び処分地所在道府県の「産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：汚泥）」の写し

オ 輸送に使用する車両の自動車検査証の写し

カ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェストシステム加入証の写し

(5) 提出書類その2

次の書類を提出すること。ただし、本件の入札参加資格確認申請を行う時点で入札参加申請者が焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示310号）に基づく有資格者名簿に登録されている場合は、提出を要しない。なお、ウ（イ）の納税証明書請求のための交付申請書、エ及びカの様式は、3（2）の焼津市ホームページに掲載する。

ア 商業・法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの。写し可）

イ 終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し可）

ウ 納税証明書

（ア）国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明するもの（税務署様式その3又はその3の3。発行日から3カ月以内のもの。写し可）

（イ）焼津市が課する全ての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明する完納証明書（発行日から3カ月以内のもの。写し可）

※1 焼津市税の納税義務がない場合は、提出を要しない。

※2 証明書の入手に当たっては、焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）の7（2）提出書類を参照の上、請求を行うこと。

エ 誓約書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第5号様式）

オ 代表者印の印鑑証明書（発行日より3カ月以内のもの。写し可）

カ 使用印鑑届兼委任状（焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）様式3号）

キ 会社要覧（任意提出）

※事業内容を要約したもので様式を問わない。

(6) 提出書類の扱い

ア 作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 返却しない。

エ 公表しない。

オ 提出期限後における申請書及び資料の差替え並びに再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年11月18日（火）までに入札参加資格確認通知書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）第6号様式）をファクシミリにより通知する。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間 通知を受けた日から令和7年11月20日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 ファクシミリにて受け付ける。送信後、アの受付期間内に電話により受信

確認（確認先：焼津市上下水道部下水道課処理場担当 電話：054-629-4000）
を行うこと。

ウ 送信先 焼津市上下水道部下水道課処理場担当
ファクシミリ：054-626-2212

エ 回答方法 令和7年11月25日(火)までにファクシミリにて行う。

6 仕様書等に関する質問等

- (1) 受付期間 令和7年11月12日(水)まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 ファクシミリにて受け付ける。送信後、アの受付期間内に電話により受信
確認（確認先：焼津市上下水道部下水道課処理場担当 電話：054-629-4000）
を行うこと。
- (3) 送信先 焼津市上下水道部下水道課処理場担当
ファクシミリ：054-626-2212
- (4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和7年11月18日(火)までに3(2)の焼
津市ホームページに掲載する。

7 入札手続等

- (1) 入札方法 紙入札により行う。なお、入札執行回数は2回を限度とする。
- (2) 入札日時 令和7年11月27日(木)午前10時45分
- (3) 入札場所 焼津市汐入下水処理場 2階 会議室（焼津市小川3808番地）
- (4) 持参書類 入札書、業務費内訳書、入札参加資格確認通知書、委任状（代理人が入札
する場合）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 無
- (8) 部分払 有
- (9) 最低制限価格 無
- (10) 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(11) 入札書の金額記載

ア 収集運搬業務と処分業務の合計金額を記載すること。落札の判断は、合計金額でします。

イ 汚泥1tあたりの単価を記載すること。なお、契約相手方の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（いわゆる税抜き

単価)

(12) 入札の無効

無効となる入札は、焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）に定めるところによる。
また、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止措置を受けた者等、入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

(13) 契約書の作成 要

落札者が共同入札参加者である場合は、各構成員と直接契約を締結するものとする。

(14) 入札執行担当 焼津市上下水道部下水道課

電話：054-629-4000 ファクシミリ：054-626-2212

8 委託料の支払条件

- (1) 受託者からの毎月末時点における業務の実績報告に対して、委託者による履行確認を行った後、履行月分の委託料を、適法な請求を受けた日を含んで30日以内に受託者の指定口座へ振り込むこととする。
- (2) 契約締結日から令和8年2月28日までの委託業務引継ぎ及び準備期間は、委託料の支払いとなる対象ではなく、その期間に発生した費用については、受託者の自己負担とする。

9 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づく随意契約に移行し、次の取扱いによるものとする。

- (1) 最低価格をもって入札した者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定する。
ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。
- (2) 最低の価格で入札した者から見積書を徴取してもなお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了とする。

10 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のものを焼津市ホームページに掲載するので、精読した上で参加すること。
 - ア 焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成11年焼津市告示第40号）
 - イ 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（役務）
 - ウ 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）
 - エ 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱
 - オ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱
 - カ 焼津市契約規則
- (2) 照会窓口は、焼津市上下水道部下水道課処理場担当（電話番号 054-629-4000）とする。